

親権者変更調停の申立てについて

那覇家庭裁判所（R4. 4版）

はじめに

離婚の際に未成年の子どもがいる場合には、父母の合意で親権者を定めることができます。他方で離婚後、親権者を変更しようとする場合には、必ず家庭裁判所の調停又は審判によらなければなりません。

親権者の変更は、子どもの健全な成長を助けるためのものですから、両親の円満な話し合いで解決することが望ましく、まず調停での話し合いを行うのが原則です（ただし、親権者が死亡したり、行方不明である等調停に出席できない場合その他特に事情のある場合には、調停を経ずに親権者変更の審判を申し立てることができます。）。

調停手続では、申立人が親権者の変更を希望する事情や相手方の意向、今までの養育状況、双方の家庭状況、子どもの意向等について事情を聴いたり、必要に応じて資料を提出してもらったりして、子どもの利益にかなうよう話し合いを進めます。親権者の変更について当事者間で合意ができている場合でも、子どもの状況を詳しく伺います。調停の手続は、非公開で行われます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、別途申立てをしなくても、「審判手続」が開始し、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

裁判所に提出する書類は、反対当事者に見られる可能性があります

詳しくは、別添の「[裁判所に書面・資料を提出するときの注意事項](#)」をお読み下さい。

家庭裁判所に提出する書類について

申立人（調停を申し込む人）の提出書類

- ①申立書及び申立書写し
- ②事情説明書
- ③送達場所等の届出書
- ④進行等照会書（申立人）
- ⑤申立人・相手方同席による手続説明等の実施について
- ⑥当事者双方及び子の戸籍謄本（全部事項証明書）

下記番号左にある□欄は、準備できた提出書類のチェックリストとしてご利用ください。

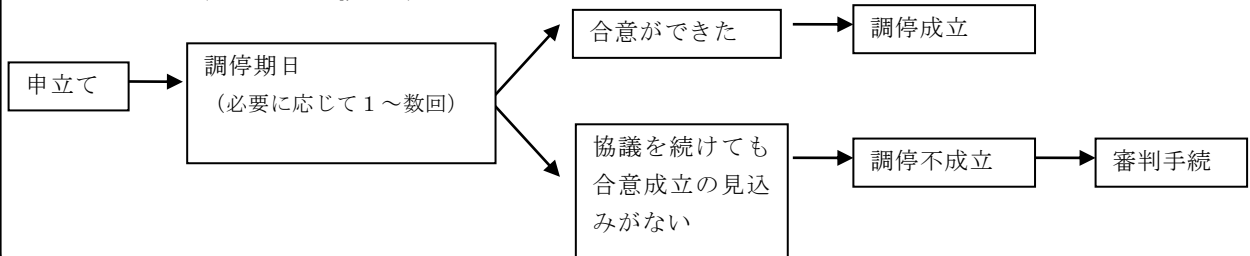
相手方（調停を申し込まれた人）の提出書類

- ①回答書
- ②送達場所等の届出書
- ③進行等照会書（相手方）
- ④申立人・相手方同席による手続説明等の実施について

調停の進行について

- (1) 申立人と相手方の待合室は別です。1回の調停は約2時間です。初回は、申立人と相手方から交互に事情を聴きます。相手と同席したくない場合には、その旨を調停委員に伝えてください。
- (2) 何回か協議しても合意成立の見込みがない場合には、調停委員会の判断により調停は不成立となります。この場合には、自動的に審判手続に移ります。

*一般的な手続の流れ



子の利益について

子の利益の内容は、子の年齢や発達の程度、家庭環境等によって様々です。これらを考え、子の利益に配慮した調停を行います。

子の利益について、特に配慮を要する場合には、心理学などの行動科学の専門職である家庭裁判所調査官が調停期日に出席したり、子の意思や心情の確認等のために、子と面接したりすることもあります。

